

# 居宅療養管理指導について

1、指定事業者名 社会医療法人 中信勤労者医療協会 松本協立病院

2、指定事業者番号 長野県 第2010217319号

3、事業所所在地 長野県松本市巾上9番26号

4、電話番号 0263-35-5333（代表）

## 5、運営方針

(1) 要支援・要介護状態等にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、医師が訪問して病状、心身の状況、置かれている環境等を把握し、居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）に居宅サービス計画等の作成に必要な情報を提供するとともに、利用者及び家族の方に療養上の管理・指導・助言を行います。

## 6、指定居宅療養管理指導の内容

- (1) 要介護者または家族からの介護全般に関する相談等。
- (2) 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）への、居宅サービス計画の作成等に必要な情報の提供。
- (3) 要介護者または家族への、居宅サービス利用上の留意事項やかん介護方法の指導・助言。
- (4) その他、療養生活のための指導・助言等。

7、従事者 医師：北原 博人 上島 邦彦 江田 清一郎 具志堅 進 手塚 航 鈴木 貴民

## 8、営業日及び営業時間

(1) 院内に掲示している診療日及び診療時間と同じです。

## 9、利用料

- (1) 居宅療養管理指導を実施した利用者からは月に1ないし2回、介護保険報酬に応じた利用者負担額（1割又は2割）をいただきます。
- (2) 居宅療養管理指導に要した交通費等については、実費をいただきます。

## 10、苦情処理

(1) 居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう、必要な措置を講じます。

## 11、その他運営に関する重要事項

- (1) 健康保険法、介護保険法等を順守し、業務を行います。
- (2) 諸般の事情により指導に困難が生じた場合は、連携医療機関を紹介する等、必要な対応を行います。